

要 請 書

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第 号
令和 年 月 日

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県は、国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎませんが、在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに及ぶ広大な米軍基地の存在により、航空機事故や日常的に発生する航空機騒音、自然環境の破壊のほか米軍人等による事件・事故などが、周辺住民をはじめ、県民の生活に様々な影響を及ぼしています。

特に、普天間飛行場は、住民生活に著しい影響を及ぼしており、同飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含めた危険性除去は県民の強い願いであります。

また、嘉手納飛行場周辺では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、外来機の度重なる飛来による騒音に加え、パラシュート降下訓練の常態化、無人偵察機の配備、旧海軍駐機場における航空機の使用など、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

このように、基地から派生する問題が広範多岐にわたり、年々深刻化する状況に鑑み、本協議会は基地問題の解決促進に関する要請を行っております。

我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

国におかれては、長年にわたって過重な基地負担を強いられ続けてきた沖縄県民の切実な要望に応え、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、着実に諸課題の解決を図っていただきたいと考えております。

つきましては、米軍基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
- 2 更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について
- 3 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
- 4 オスプレイの配備について
- 5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
- 6 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について
- 7 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
- 8 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
- 9 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について
- 10 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について
- 11 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
- 12 訓練水域・空域の削減等について

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

IV 安保関連3文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について

I 米軍基地負担の軽減について

1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 請

- ア 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施するとともに、再編計画の在沖米海兵隊約 9 千人の移転計画を明らかにすること。
- イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（以下「統合計画」という。）については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明・更新を行うこと。
- ウ 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県及び関係市町村の意見を聴取する場を設けること。
- エ 日本政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講ずること。
- オ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと。また、国有地の活用及び返還時期等について地元の意向に配慮すること。
- カ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- キ 駐留軍等労働者の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。

理 由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

統合計画に基づく在沖海兵隊約 9 千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地

のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、日米両政府により確実に実施される必要があります。

在沖海兵隊の国外移転については、統合計画の進展に支障をきたすことがないように、速やかに開始する必要があります。

令和5（2023）年1月の日米安全保障協議委員会（2プラス2）共同発表において、「再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留する。第12海兵連隊は令和5（2025）年までに第12海兵沿岸連隊に改編される」と示されました。しかし、この米軍再編においては、平成24（2012）年に在沖海兵隊約9千人のグアムを含む国外移転が合意され、令和6（2024）年12月には防衛省から第3海兵機動展開部隊の後方支援要員約100名による小規模な先遣隊が沖縄からグアムへの移転を開始したと発表があったものの、ハワイ及び米本国等への移転を含め、具体的な移転計画は未だ示されておりません。

つきましては、在沖海兵隊約9千人の移転計画を早期に明らかにした上で、確実に実施する必要があります。

統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があり、日本政府において十分な説明を行う必要があります。

また、統合計画で示された施設・区域の返還時期について、3年ごとに更新され、公表されるとしておりますが、発表から10年以上経過した現在でも更新されておりません。

統合計画の実施に当たっては、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることから、マスタープランの作成等について県及び関係市町村の意見を聴取する場を設ける必要があります。

また、日本政府の責任において、移設先における交通渋滞等の諸課題の

解決を図ることや、新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること、地元の意向を反映させ計画的に実施すること及び移設先の地元の要望については具体的な支援策を講ずる必要があります。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報を提供するとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮、文化財調査専門員の確保などへの支援を行う必要があります。

駐留軍等労働者は、在日米軍の安定的な駐留及び円滑かつ効果的な運用を支え、日米安全保障体制を維持する上で大きく寄与しており、本県には、駐留軍等労働者全体の約35パーセントを占める約9千人がおります。

統合計画の実施に当たっては、駐留軍等労働者の雇用確保のため、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行う必要があります。

2 更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について

要 請

- ア 在沖米軍基地の整理・縮小を一層進めること。整理・縮小を行うに当たっては、SACO合意から28年、在日米軍再編計画の合意から19年が経過しても、依然として在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが本県に集中していることや沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄」をあるべき県土の姿としていること等を踏まえ、在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現すること。
- イ 在沖米軍基地の整理・縮小と併せて、駐留軍等労働者への影響が最小限になるよう雇用対策を行うこと。
- ウ 「再編実施のための日米のロードマップ」に続く在沖米軍基地の整理・縮小について、次期日米防衛政策見直し協議（DPRI）や日米安全保障協議委員会（2プラス2）等で積極的な協議を行うこと。その際、日米両政府に沖縄県を加えた三者で協議を行う場を設けること。
- エ 沖縄の基地負担の増加につながる米軍基地の運用の変更は行わないこと。
- オ 道路整備等を目的とした在沖米軍施設区域内の共同使用等について、日米両政府、沖縄県、関係市町村による協議を行う場を設けること。

理 由

SACO最終報告や沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画による返還が全て実施されたとしても沖縄の米軍専用施設面積の割合は、全国の69パーセント程度にとどまり、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあることから、更なる返還が必要であると考えております。

SACO合意から28年、在日米軍再編計画の合意から19年が経過し、この間、アジア太平洋地域の安全保障環境が大きく変化し、中国などのミサイル能力の向上に対して、米軍は部隊の分散化を検討していることを踏まえると、更なる在沖米軍基地の整理・縮小を検討する時期に来ております。

さらに、沖縄県は沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊

かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」としていることなどを重く受け止めるべきであります。

米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、具体的な数値目標を日米両政府において設定し、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定する必要があります。その数値目標の設定に当たっては、沖縄県や市町村の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

SACO最終報告における在沖米軍基地の整理・縮小や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還においては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、多くの県民が望まない移設が進められたり、また、北部訓練場の過半の返還においては東村高江集落の周辺にヘリパッドが集中することとなり、激しい騒音が発生するなどの問題が起こっております。

このため、今後、在沖米軍基地の整理・縮小を検討するに当たっては、沖縄県外への移設を前提とする必要があります。

更なる在沖米軍基地の整理・縮小にあたっては、駐留軍等労働者に対する影響を最小限にし雇用不安を与えることのないよう、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつ、きめ細かな雇用対策を行う必要があります。

在沖米軍基地の整理・縮小については、近年のアジア太平洋地域における安全保障環境の変化や米軍の戦略を踏まえても実行可能であり、日米安全保障体制の維持やアジア地域の安定のためにも有益であると考えております。

日米両政府は、地元の意見を建設的な意見と捉え、次期DPRIや日米安全保障協議委員会（2プラス2）等において積極的な協議を行う必要があると考えております。

平成8（1996）年のSACO最終報告や平成25（2013）年の統合計画においては、計画の決定に沖縄県や地元市町村が関与できなかったため、地元の意向が十分反映されませんでした。このため、SACO以降の基地の整理・縮小の検証及び今後の沖縄の負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県

を加えた三者で協議を行う場を設ける必要があると考えております。

米国がアジアに配備を計画しているとされる中距離ミサイルについても、米側は沖縄への配備については現時点において計画はないとしておりますが、沖縄県への配備が計画された場合は、新たな基地負担となり、県民の平穏な日常生活が不安にさらされることとなることから、断固反対いたします。万が一これが現実計画された場合、県民の反発が日米安全保障体制の維持に大きな影響を与えることは自明であります。

また、令和5（2023）年1月の2プラス2では、キャンプ・ハンセンの第12海兵連隊を令和7（2025）年までに第12海兵沿岸連隊に改編することが決定され、本年3月の第12沿岸戦闘チーム発足をもって改編が完了しました。本改編による兵員数の増加はないとされておりますが、海兵隊の再編による基地負担の増加は、あってはならないと考えております。

北部訓練場において、令和6（2024）年5月にはオランダ軍が、過去には英国軍と他国軍が訓練の視察等を行っていたとされております。在沖米軍以外の第三国による訓練が行われる場合には、基地の整理・縮小に反するものであり、強く反対を求めます。

本県における道路網について、南北を走る国道58号、国道329号及び沖縄自動車道と、その東西を連結する道路によるハシゴ道路ネットワークの整備が推進されていますが、沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にあります。

東西連携道路の整備は、観光・産業の他、医療提供体制の面からも、地域住民の生活向上や県全体の発展につながるものでありますが、提供地内を通る共同使用を前提とした道路網の整備は、日米合同委員会による合意が必須となります。日米両政府においては、基地負担の軽減を図るため、地域の実情を理解いただくことが重要です。

したがって、道路整備等を目的とした提供施設内の共同使用について、日米両政府及び沖縄県、関係市町村による協議を行う場を設けていただく必要があります。

3 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

要 請

- ア 普天間飛行場の問題の原点に立ち返り、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外・国外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 速やかな運用停止の期限を設定し、確実に実現するよう取り組むとともに、返還までの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。
- ウ 普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催すること。

理 由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

特に、平成16（2004）年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しただけでなく、平成29（2017）年12月には普天間第二小学校の校庭に大型ヘリの部品が落下する事故、令和元（2019）年6月には大型ヘリの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故、同年8月には大型ヘリの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故、令和3（2021）年11月にはオスプレイから宜野湾市の住宅地に金属製水筒が落下する事故が発生するなど、普天間飛行場所属機は、墜落、不時着、炎上、部品落下などの事故を繰り返しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は宜野湾市民のみならず県民の強い願いであります。

しかし、日米両政府において普天間飛行場の全面返還が合意されてから29年が経過した今なお、返還は実現しておらず、周辺住民の我慢や負担はすでに限界を超えております。

普天間飛行場の問題の原点は、市街地の中心に位置し、人命の危険への懸念が強い普天間飛行場の危険性の除去や、基地負担軽減であります。

普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の固定化は絶対に避けるよう方策を講ずる必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、地元の切実な思いをしっかりと受け止めて、普天間飛行場の負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識の下、危険性の除去及び騒音の軽減等の基地負担軽減に、危機感をもって取り組む必要があります。

日本政府においては、平成19（2007）年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21（2009）年5月までに全て完了し、また、平成26（2014）年8月、KC-130空中給油機15機の岩国飛行場への移駐を完了したとのことであります。地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、これらに加えてオスプレイの県外拠点配備や所属航空機の県外・国外への長期にわたるローテーション配備等更なる抜本的な改善措置を早急に講ずる必要があります。

また、同飛行場の5年以内運用停止の期限が経過していることから、新たな返還期限の設定及び速やかな運用停止の実現についても強力に取り組む必要があります。

世界で最も危険と言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去に向けては、日本政府と地元の対話が最も重要ですが、同飛行場の負担軽減について協議する普天間飛行場負担軽減推進会議は、平成31（2019）年4月を最後に、6年以上開催されていません。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は、日本政府、沖縄県及び宜野湾市の共通した課題であることから、その解決に向け、普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催する必要があります。

4 オスプレイの配備について

要 請

- ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
- イ 屋久島沖でのオスプレイ墜落事故の根本的な原因が明らかにされるまでの間、全てのオスプレイの飛行を停止すること。
- ウ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
- エ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- オ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- カ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響調査の進捗状況を公表し、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- キ オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
- ク 環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果を踏まえて環境保全措置を講ずること。

理 由

平成24（2012）年9月、日米両政府は、オスプレイの飛行運用に当たって最大限の安全対策を採ることに合意したとしておりますが、同年12月に沖縄県が求めた飛行状況の検証に対し、平成25（2013）年7月30日に日本政府は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識していると回答しております。

米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消に繋がるものではなく、日本政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであります。

本協議会は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにもかかわらず、現在、20機のオスプレイが配備されております。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

オスプレイは、県内において、平成28（2016）年12月に名護市安部沿岸で墜落事故を起こしたほか、令和3（2021）年8月にはパネル及びフェア

リングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故が、同年11月には宜野湾市の住宅街に水筒が落下する事故が発生しております。また海外においては、令和5（2023）年8月にオーストラリアで3人が死亡する事故や令和6（2024）年11月に米国でホワイトハウス関係者が搭乗する機体から出火する事故など、県民に不安を与えるような事故が相次いで発生しております。

また、令和4（2022）年6月の米カリフォルニア州での墜落事故に係る事故調査報告書では、事故原因は、パイロットの操縦や機体の整備ではなく、ハード・クラッチ・エンゲージメント（HCE：プロペラとそのエンジンをつなぐクラッチが離れ、再結合する際に衝撃が発生する現象）による機械的な故障であり、一定の使用期間を経過したクラッチ関連の部品を交換することで、HCEの発生を大幅に軽減できるとされていますが、問題が完全に解決されたとは考えられません。

加えて、令和5（2023）年11月に鹿児島県屋久島沖のCV-22オスプレイ墜落事故も発生しており、運用停止措置が講じられていたオスプレイが、米軍や日本政府から詳細な事故原因が示されないまま令和6（2024）年3月に運用が再開されております。その後、8月には、ギアにひびが入って破断したこと等を原因とする事故調査報告書が公表されておりますが、ひびが入った根本的な原因は不明なままです。

こうした事案が発生するたびに県や関係市町村などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行が再開され、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ず、県民の不安は一向に払拭されておられません。

先般の米軍オスプレイの墜落事故を受けた安全対策として、「ダイバート飛行場に着陸するまでに必要な飛行時間を制限すること」が含まれておりますが、運用保全上の理由により詳細が明らかにされておられません。

平成24（2012）年11月に沖縄県が実施した調査において、オスプレイが発する低周波音のレベルは、他の米軍機に比べて高い数値を示すことが確認されるなど、これまで以上に日常生活への影響が懸念されております。

また、キャンプ・ハンセンや北部訓練場など、住宅等に近い着陸帯での

運用における低空飛行やつり下げ訓練等は、付近住民などに不安や騒音被害などの影響を及ぼしております。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を強いられ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイの追加配備により、依然として負担軽減は現れておらず、受忍の限度を超えております。

つきましては、オスプレイの県外配備の早期実施や更なる訓練移転など、実効性のある措置を講じていただく必要があります。

また、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守や飛行実態の確認、住民地域に隣接する着陸帯での離発着などの運用停止など、具体的な措置が必要であります。

さらに、日本政府において収集中であるオスプレイの運用に伴う低周波音の測定や人体及び環境に与える影響調査について進捗状況を公表するとともに、早急に環境基準の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

平成27（2015）年10月14日、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」により、沖縄の訓練場を使用することが示されました。

日本政府は、沖縄の負担軽減のため、沖縄に配備されたオスプレイの訓練等の約半分を県外で行うこととしておりますが、このような中、CV-22オスプレイの沖縄県での訓練が実施されることは、負担軽減に逆行するものであります。

また、嘉手納飛行場においては、令和3（2021）年からCV-22オスプレイに加え、CMV-22オスプレイも飛来しており、同飛行場におけるオスプレイの運用が今後も増加し、実質的に同飛行場にオスプレイが配備されていると変わらない状況になることを強く懸念しております。

オスプレイの訓練等により、基地負担が増大することがないように取り組む必要があります。

オスプレイの配備に当たりましては、大統領令12114号「連邦政府による主要な行動による海外での環境への影響」等に基づき、環境レビューが実施されておりますが、オスプレイの運用後、環境レビューの検証については公表されておられません。平成27（2015）年2月からは、北部訓練場着

陸帯N 4 地区が、平成28（2016）年12月からはN 1、G、H地区が提供されており、環境レビューにおける運用回数は一つの着陸帯当たり420回とされておりますが、近接する地区においては、大幅に騒音の回数が増加しております。

つきましては、環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に応じて環境保全措置を講ずる必要があります。

5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 請

- ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すとともに、その内容を県民に公表すること。
- イ 飲酒運転の防止について、実行性のある対策を講ずること。
- ウ リバティ制度における外出制限措置の更なる厳格化を図るとともに、米軍人・軍属等の研修・教育については、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善すること。
- エ 事件等の再発防止策について、日米両政府でその実効性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずるとともに、犯罪抑止力につながる既存の防犯カメラの更新及び新規設置に関する予算の確保を図ること。
- オ 平成29（2017）年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催するとともに、新たに設置した沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムにおいて、関係機関が実施している犯罪防止対策の効果検証、より効果的で実効性のある対策等の検討を継続して実施できるよう取り組むこと。
- カ 米軍人等による事件・事故について、通報を徹底すること。特に誘拐など県民の生命に関わる重大な事案については、事件覚知後の速やかな通報を徹底すること。

理 由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件等が跡を絶たない状況が続いております。

米軍人・軍属等による刑法犯罪は、復帰から令和7（2025）年6月末現在で6,354件に達しており、このうち殺人、強盗、不同意性交等の凶悪事

件が598件発生しております。

令和6（2024）年は、4月に在沖米海兵隊員によるコンビニエンスストアへの強盗事件の発生等、米海兵隊員及び軍属による凶悪犯罪が8件発生し、また刑法犯罪が73件発生するなど、直近20年間で最多となっております。

米軍人による女性への性的暴行事件は、令和5（2023）年12月から令和7（2025）年6月までに8件送致され、4件が起訴されております。

米軍人等によるこのような非人間的で卑劣な犯罪は、女性の人権や尊厳を蔑ろにする重大かつ悪質なものであり、断じて許すことはできず、強い憤りを禁じ得ません。また、このような悪質な事件が立て続けに発覚したことは、県民に強い不安を与えるものです。

県内の基地従業員は約9,000人おりますが、本年3月には基地内で米軍人による性的暴行事件が発生したことで、大きな不安を抱えております。そのため、基地従業員の方々が基地内で安心して働くことができるよう、再発防止対策等の徹底が肝要と考えております。

加えて、米軍関係者による飲酒運転をはじめとする道路交通法違反が令和6（2024）年は47件発生しております。

令和7（2025）年においては、5月に在沖米海兵隊員が事故を起こした後、必要な救護措置をとらず被害者を現場に放置し、自動車運転処罰法違反（過失運転致傷）及び道路交通法違反（救護義務違反、事故不申告、酒気帯び運転）で逮捕される悪質な事案も発生しております。

このような事件等が二度と起きないように、米軍人等による事件・事故について、沖縄県その他地元市町村への通報を徹底すること、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すことに加え、事件等を起こした米軍人・軍属等の処分・処罰の公表など、情報を開示し、透明性の確保に努め、米軍人・軍属等の研修・教育について、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善するとともに、ゲートチェックのあり方やリバティ制度の運用実態の検証などを行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止対策等について協議を行うため、県・地元市

町村を交え話し合うCWT等の会議を早期に開催するとともに、本年5月に初めて開催された、米軍、日米両政府、県警及び県等で協議を行う沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムを継続して開催できるようにする必要があります。

令和6（2024）年度国の補正予算にて、防犯カメラ緊急整備事業費が予算化されましたが、機器更新の一部しか活用できず、緊急性の高い箇所への新規設置は認められないものでありました。機器の耐用年数も超過する中、犯罪の抑止及び早期解決を図るためにも令和8（2026）年度には市町村の要望する十分な予算確保に努める必要があります。

6 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について

要 請

嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。

また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。

理 由

令和5（2023）年12月以降、米軍は伊江島補助飛行場の滑走路の不具合を理由に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を繰り返しております。

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。

県及び関係市町村は、同訓練が実施される度に、関係機関に再三にわたり厳重に抗議しております。それにもかかわらず、訓練が繰り返し実施されることは、県民の思いを一切考慮しない態度と言わざるを得ず、大変遺憾であります。

同訓練は、もはや常態化しているといっても過言ではないと考えており、日米合同委員会で確認したとされる「定期的なものでないこと」、「小規模であること」等の例外的要件に該当するものではないと考えております。

また、嘉手納飛行場を例外的に使用することについて、伊江島補助飛行場の滑走路の不具合を挙げておりますが、本年4月21日に実施された同訓練においては、HH-60ヘリコプターが使用されており、伊江島補助飛行場の滑走路の整備状態は関係ないと考えております。同日の訓練において、米側は、パラシュート降下作戦に係る資格を部隊の隊員に付与・維持及び部隊の即応性の維持向上を目的にこのタイミングで実施する緊急の必要性があったこと並びに伊江島補助飛行場が別の訓練等によって使用できない状況にあったことを理由としていますが、これは米側のスケジュール管理の問題であり、「例外的な場合」に該当するとは言い難いものであります。

伊江島補助飛行場の改修工事の完了時期は、本年11月頃までに完了する見込みとのことですが、それまでの間、このような米軍側の一方的な解釈により「例外的な場合」とみなし訓練を常態化させていることは、理解し難い状況です。

ついては、今後、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと、伊江島補助飛行場の滑走路が整備を早急に完了すること、それまでの間は、同訓練を県外・国外で実施するよう求めます。

7 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 請

- ア 訓練場の能力を超える訓練を廃止すること。
- イ 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- ウ 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である日本政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供すること。
- エ 提供施設・区域外において低空飛行を含めた一切の訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練施設内であっても住宅地付近、定期船や漁船が航行する水域など、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すこと。
- オ 学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避すること。
- カ 演習等による事故が発生した場合は正確な情報を迅速に提供すること。また、事故調査結果を速やかに公表し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講ずること。さらに、演習等の関与が疑われる事案が発生した場合においては当該演習等を中止し、原因究明のための調査等の協力を行うこと。
- キ 事故等が発生した場合の対応として、日本政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、新たな協議会を設置すること。
- ク 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、日本政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理 由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は跡を絶たない状況が続いております。

実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29（2017）年4月に恩納村、平成30（2018）年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後、令和7（2025）年6月末現在まで691件の山林・原野火災が発生するなどの事故も相次いでおります。

それ以外の訓練・演習についても、伊江島においては、平成29（2017）年11月、平成30（2018）年4月、平成31（2019）年4月、令和3（2021）年9月、令和4（2022）年6月、令和6（2024）年1月に、提供施設外への米兵のパラシュート降下が発生したほか、平成26（2014）年4月にはフェンス外への重量約800キロの物資落下、令和元（2019）年12月には金武町で提供施設外への照明弾落下、令和7（2025）年1月には、伊江島で提供施設区域外の洋上に重量400キロを超える物資の落下などの事故が発生しております。

沖縄の米軍の訓練場は、住民が生活する地域と隣接しているため、事故が発生した場合、県民の生命・財産に関わる大きな事故につながる可能性が高く、このため、訓練場の能力を超える訓練については、廃止すべきであります。

米会計検査院などは、沖縄は演習場として狭く市街地に近いため、海兵隊の訓練に制約となっていると報告しており、米軍の運用上も県外・国外の広い訓練場を利用することが求められていると考えております。

訓練・演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容を事前に公表する必要があります。

米海兵隊は、令和3（2021）年11月から令和5（2023）年3月まで、輸送又は訓練のため、那覇港湾施設においてMV-22オスプレイ及びCH-53ヘリコプターを離発着させております。日本政府は、同施設にオスプレイ等が飛来したことについて、いわゆる「5.15メモ」の使用主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら、本協議会としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後50年間行われてこなかったこのような運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できません。

つきましては、那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である日本政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供する必要があります。

令和2（2020）年12月末から令和3（2021）年2月にかけては、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦航空団所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練、令和4（2022）年3月には、名護湾での吊り下げ訓練が実施されております。また、平成29（2017）年3月に金武町で吊り下げ訓練でのタイヤ落下、令和2（2020）年2月にトリイ通信施設の西側沖約1,300メートルへの物資の落下、令和3（2021）年7月に渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍事用コンテナの落下事故なども発生しております。これらの提供施設・区域外における低空飛行訓練、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地上空や民間地域周辺での吊り下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、住民の生活環境に大きな影響を与えます。

また、令和4（2022）年11月には提供施設・区域外の久場島周辺水域でボート訓練が計画されておりました。沖縄には広大な提供施設、区域が存在しており、米軍の訓練は当然その中で検討されるべきです。

さらに、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

加えて、津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練は、定期船や漁船などが航行する水域での訓練となっており、重大な事故に繋がるおそれがあることから、漁業関係者をはじめ県民に大きな不安を与えています。

つきましては、提供施設・区域外において一切の訓練を実施しないこ

と、特に、県民の安全確保及び生活環境に配慮する観点から、提供施設・区域外における低空飛行訓練及び住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止、定期船や漁船などが航行する水域での訓練中止、事故原因の説明と実効性のある再発防止措置の実施及びその公表が行われる間の訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直す必要があります。

令和7（2025）年5月には、米海兵隊のUH-1ヘリコプターから発火性のものが入った約18キロと重量のあるバッグが落下する事故が発生し、令和5（2023）年12月には、米空軍のF-35A戦闘機からパネルが落下する事故が、令和3（2021）年11月には宜野湾市の住宅街にMV-22オスプレイから水筒が落下する事故が、令和元（2019）年6月にはCH-53Eヘリコプターの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故が、同年8月にはCH-53Eヘリコプターから窓枠が沖縄県東海岸沖に落下する事故が発生しております。平成29（2017）年には普天間第二小学校にCH-53Eヘリコプターの窓枠が落下し、数日前の緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、これらの一連の事故は県民にとって大きな不安を与えるもので、極めて遺憾であります。特に、学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことであります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、学校や病院等を含む住宅地の上空の飛行を避けるべきであります。

航空機関連事故については、平成16（2004）年の沖縄国際大学へのCH-53Dヘリコプター墜落事故、平成28（2016）年12月の名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29（2017）年10月の東村高江でのCH-53の不時着炎上事故、平成30（2018）年6月の沖縄本島南部の海上でのF-15戦闘機の墜落事故、同年11月の那覇から東南東の海上でのF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故、令和3（2021）年6月の津堅島でのUH-1Yヘリコプターの不時着事故、令和4（2022）年5月のFA-18の燃料タンク投棄による東村海岸への漂着などを含め、復帰から令和7（2025）年6月末現在までに、941件（うち49件が墜落事故）が発生しております。

特に、平成30（2018）年にはF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故が相次いで発生し、十分な説明がないまま、同機種の飛行及び訓練が行われるなど、事件・事故が発生した際の日本政府や米軍の対応に県民は不信感を抱いております。

演習等による事故が発生した場合は、正確な情報を迅速に提供する必要があります。また、事故調査結果を速やかに公表し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講ずる必要があります。

県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、日本政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、政府レベル、現地レベルの新たな協議会を設置する必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、日本政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行う必要があります。

8 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要 請

- ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、その結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講ずること。さらに、両飛行場においては、所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備を行うことや外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。
- イ パパループ（通称）への防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること。
- ウ 無人偵察機の配備及び展開計画を見直すこと。
- エ パパループ（通称）における航空機の使用を禁止すること。また、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を厳守し、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、航空機等の使用を一切禁止すること。
- オ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において当該措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表すること。
- カ 夜間騒音による健康への影響を調査し、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- キ 両飛行場周辺において、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- ク 基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- ケ 嘉手納飛行場において航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、排気ガスに伴う悪臭の防止のための有効な対策を講ずること。
- コ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化、十分な防音工事予算の確保等、騒音

対策の強化・拡充を図ること。

サ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。

シ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた３級及び４級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。

ス 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

セ 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

ソ 即応訓練など通常と異なる訓練実施時には、事前に訓練内容の詳細を、基地所在市町村及び周辺市町村へ情報提供すること。また、訓練実施時には、航空機騒音規制措置を遵守し周辺地域社会に与える影響を最小限とすること。

理 由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、常駐機や国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの調整が頻繁に行われるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、その結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応

策を講ずる必要があります。また、県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行う必要があります。

令和5（2023）年4月28日、日本政府から日米の協議結果として、防錆整備格納庫を当初計画通りパパループに建設するとの方針が県及び地元嘉手納町へ伝えられました。

地元嘉手納町からは、この結論は、日本政府が日米外相会談及び日米防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最小限にするための措置を確認した上で出したものであることから、尊重すべきであるとの意見があります。一方で、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの地元住民の懸念が残されております。

ついては、安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く懸念を払拭するための確実な措置を講ずることを求めます。

令和5（2023）年10月、地元への事前の十分な説明がないまま、米空軍無人偵察機MQ-9が嘉手納飛行場に配備されました。また、米海兵隊無人偵察機MQ-9が令和6（2024）年8月から約1年間の予定で同飛行場に一時展開されております。さらに、米海軍無人偵察機MQ-4が2機、令和6（2024）年5月から10月まで同飛行場に一時展開されたほか、令和7（2025）年4月には、同飛行場への展開について、沖縄防衛局から事前の説明はあったものの、その内容は十分ではなく、地元自治体が意見する場も無いまま、同飛行場に無期限展開されています。同飛行場の負担軽減が一向に進まない中でこれら無人偵察機の展開は新たな基地負担になると考えていることから、配備及び展開計画を見直すよう要請します。

嘉手納飛行場のパパループ（通称）は、第353特殊作戦航空団区域の開発計画に伴うMC-130特殊作戦機の一時的な駐機場として使用されたほか、外来機の使用も確認されておりましたが、令和5（2023）年8月以降、MC-130特殊作戦機と入れ替わるように、これまでに同地区での使用が見られなかったHH-60ヘリが日常的に駐機し、航空機の自走やエンジン調整が行われるなど、引き続き騒音の発生に伴う運用が見受けられます。パパルー

プは住宅地域に隣接しており、騒音や排気ガスの悪臭被害の増加に繋がっているため、地元住民からは1日も早く元の状態に戻して欲しいと強い要望があることから、地元自治体は再三にわたり基地被害負担軽減を求め、常駐機か外来機かを問わず、パパーループを使用すること自体に対し明確に反対の意を示していますが、同地区の使用が恒常化しているのが実態です。そのため、今後、住民の基地被害負担軽減のための適切な対策を早急に講ずる必要があります。

また、平成29（2017）年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたびHH-60ヘリ、外来機のKDC-10やKC-46などにより使用され、騒音を発生させています。令和7（2025）年5月には、当初の配備から懸念されていたMQ-9の同駐機場の使用が確認されたことなど、近年の同駐機場の使用状況において、恒常的な運用を開始されるおそれがあることから、SACO合意を遵守し、再発防止策を講ずる必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプター等の住宅地上空における低空旋回飛行やエンジン調整による恒常的な騒音発生や低周波音の他、外来機の飛来による騒音が問題となっており、特に夜間に発生する騒音は住民にとって大きな負担となっております。

嘉手納飛行場周辺では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-15C/D戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、90デシベルを超える高レベルの騒音発生回数が増加している傾向にあります。

比較的、騒音の発生件数が多かった令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度に比べ、令和6（2024）年度は、騒音の発生件数こそ減少したものの、嘉手納町（4測定局）及び北谷町（5測定局）の騒音測定局全てにおいて、毎月最大90デシベルを超える騒音の発生を確認しています。また、年間にすると同測定局の全てにおいて最大100デシベルを超える高レベルの騒音の発生を確認しており、依然として周辺住民が基地負担を強いられている状況に変わりありません。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意され

た平成8（1996）年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、航空機騒音規制措置の効果について日米合同委員会で検証し、その結果を公表する必要があります。

夜間・早朝の飛行に伴う航空機騒音については、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されるため、夜間騒音による健康への影響を科学的に調査する必要があります。また、夜間騒音の評価に適した指標を環境基準として設定するなど、適切な措置を講ずる必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地等上空の飛行に関し、効果的な対策を図るためには実態を把握する必要があることから、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、日本政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表する必要があります。

普天間飛行場周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、住民から米軍機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活及び健康への影響が懸念されております。

このため航空機排気ガス防止対策として、排気ガスの悪臭の主な原因となっているE-3早期警戒管制機の駐機場を住民居住地域から距離を置くように駐機場所を移転させる等の有効な対策を講ずる必要があります。また、当該排気ガスによる大気汚染の実態を把握するための常時監視調査等の実施及び健康被害や人体に及ぼす影響について調査を行う必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 L den62 デシベル（75WECPNL）から環境基準値 L den57 デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図る必要があります。

また、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努める必要があります。

航空機騒音によって、子ども達の心身に与える悪影響が懸念されているところですが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設等は補助の対象外とされています。

認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、すべての認可外保育施設を認可保育所と同様の基準で防音対策事業の補助対象施設とし、補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか空調設備の維持費も含める必要があります。

学校及び保育施設における 3 級及び 4 級の防音工事として、平成28（2016）年度以降に実施設計を行い新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象とする必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システム設置助成の制度化について引き続き検討を行う必要があります。

米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、実態把握のための継続調査や健康への影響評価等の必要な調査を地方公共団体が実施した場合、基地の提供責任者である日本政府の責任において十分な財政措置を講ずる必要があります。

本年の即応訓練実施について、嘉手納飛行場にローテーション配備されている外来機による低空飛行や通常の航路とは異なる飛行により、1月には、最大で117.1デシベルを記録し、100デシベル超過の騒音が46回、5月には最大で117.9デシベルを記録し、100デシベル超過の騒音が135回発生し、非常に多くの周辺住民の生活に深刻な被害を及ぼしました。

訓練の実施にあたり、事前の情報提供がされなかった自治体もあり、甚大な騒音被害を受けた住民は大きな不安を感じました。訓練実施時には、事前に、基地所在市町村に加え、周辺市町村に対し情報提供を行う必要があります。

また、飛行高度や時間等を定めた航空機騒音規制措置を遵守し、周辺住民への影響を最小限とする必要があります。

9 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について

要 請

- ア 伊江島補助飛行場における夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を回避するなど、騒音対策の強化を図ること。
- イ 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンにおける夜間早朝の飛行及び住宅地・ダム上空での飛行を回避するための対策を強化すること。また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止するとともに、実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。
- ウ 米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- エ 在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。

理 由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっておりますが、とりわけ米軍の訓練飛行や実弾射撃訓練等による騒音は地域住民の生活環境に深刻な影響を与えております。

伊江島補助飛行場においては、伊江村西崎区・真謝区の航空機騒音測定結果によると、平成29（2017）年度の騒音回数は合わせて5,065回であったのに対し、平成30（2018）年度のLHDデッキの改修後、令和元（2019）年度は10,059回、令和2（2020）年度は10,544回、令和3（2021）年度は9,821回、令和4（2022）年度は10,652回、令和5（2023）年度は11月のオスプレイ墜落事故（屋久島沖）に伴う同機の一時飛行停止措置の影響により5,435回、令和6（2024）年度は伊江島補助飛行場滑走路の改修工事の影響があったものの8,906回となっており、依然として騒音が数多く発生しているほか、F-35B戦闘機の訓練に対する騒音苦情が年々増加しております。また、離着陸訓練が令和3（2021）年には99回、令和4（2022）

年は448回、令和5（2023）年は244回、令和6（2024）年は184回確認され、20時以降の離着陸も49回確認されていることから、他米軍機も含め、地域住民への負担軽減を考慮し、夜間運用時間について20時まで短縮するとともに侵入経路及び場周経路等を遵守し住宅地上空の飛行を行わないよう徹底する等、適切な騒音対策を講ずる必要があります。

北部訓練場においては、高江地域活動拠点活性化施設（東村高江区）（旧名称：東村高江区牛道集落）の航空機騒音測定結果によると、平成26（2014）年度の騒音回数は1,474回であったのに対し、平成27（2015）年2月のN-4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降はこれが増加し、令和6（2024）年度は1,597回となり、また夜間早朝（22時～7時）の回数が、令和6（2024）年度は85回となり、住宅地域に近い着陸帯等で行われる訓練は、住民の生活に大きな影響を及ぼしていることから、適切な対策を講ずる必要があります。

名護市が設置している航空機騒音測定器の測定結果によると、令和6（2024）年度の航空機騒音回数が最も多かったのは久志地区における2,948回となっております。また、名護市が設置している実弾射撃訓練、廃弾処理等騒音測定器の測定結果によると、令和6（2024）年度の実弾射撃訓練、廃弾処理等騒音回数が最も多かったのは久志地区の143回で、騒音最大値は辺野古地区で103デシベルを測定しており、地域住民からの苦情や不安の声が増加しております。さらに、平成30（2018）年6月には、名護市数久田において流弾事故が発生するなど、実弾を使用した射撃・砲撃訓練等に伴う被害が相次いで発生しており、県民に大きな不安を与えています。

キャンプ・ハンセンの宜野座村城原地区における航空機騒音測定結果によると、令和5（2023）年度の騒音回数は3,726回であったのに対し、令和6（2024）年度は4,069回と増加し、令和6（2024）年12月には最大99.6デシベルの騒音を観測しており、地域住民にとって大きな負担となっております。また、平成29（2017）年3月には、住宅地に近いLZファルコン周辺の訓練場内で、ヘリコプターにつり下げられたタイヤが落下する事故などが発生しており県民に大きな不安を与えています。

つきましては、住宅地域に近い北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス及びガンダー、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用を中止し、住宅地及びダム上空の飛行、夜間早朝の飛行を回避するための対策を講ずる必要があります。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練、廃弾処理等については、爆発音や振動による安全対策や騒音対策を強化する必要があります。

航空機の騒音は地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼしており、夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を行わないなど、適切な措置を講ずる必要があります。

演習場周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されており、近年、県内各地から苦情や不安の声が増加していることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

米軍基地の運用に伴う航空機騒音や環境汚染等の様々な問題を解決するためには、米軍基地の整理・縮小とともに、県外又は国外への分散移転・ローテーション配備など地元が負担軽減を実感できる更なる取組が重要であります。

分散移転等については、アジア太平洋の安全保障環境の変化に伴い、米軍の戦略が「集中から分散」へと大きく変化している状況を勘案すると、米国側の理解も得られると思料しています。現に第38代米海兵隊総司令官バーガー大將は、「海兵隊はインド太平洋の部隊を分散しなければならない」などと繰り返し述べていたと承知しています。

平成9（1997）年まで沖縄県で実施されていた県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への訓練移転については、複数の自衛隊基地で訓練が行われることにより、地元への影響も分散されていると承知しております。このことから、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討する必要があると考えております。

また、海兵隊の海外でのローテーション配備について、既に実施してい

るオーストラリアに加え、フィリピンなど他のアジア太平洋地域諸国に展開することは、在沖米軍基地の整理・縮小を行う上でも大変重要であると認識しております。

10 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について

要 請

- ア 嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、基地内にある全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表すること。また、PFOS等汚染の原因究明と科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理など、適切な対応策を講ずること。
- イ 浄水場における高機能活性炭の更新や海水淡水化施設の動力費などのPFOS等低減対策に係る費用については、施設提供者である日本政府が新たな制度の創設等により負担すること。
- ウ 高濃度のPFOS等の汚染源の究明等のため、平成28（2016）年6月の嘉手納飛行場内の立入申請をはじめとして、これまで複数の立入申請を行ってきているが認められていないため、速やかに米軍基地内への県及び関係市町村の立入調査を認めるよう米側に求めること。
- エ PFOS等に関する土壤環境基準及び基準超過土壤の浄化方法等を早急に設定し、公表するとともに、地方公共団体が土壤調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。
- オ 住民を対象としたPFOS等の健康影響に係る調査を実施すること。加えて血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示・健康影響等に関する研究を推進すること。

理 由

嘉手納飛行場に隣接する比謝川や、同飛行場内に位置する嘉手納井戸群において高濃度のPFOS等が検出されていることは、安全な水道水を安定的に確保する上で大きな支障となっております。また、普天間飛行場やキャンプ・ハンセン等の米軍基地周辺においては、湧水、河川等で高濃度のPFOS等が検出され、地域住民に大きな不安を与えております。

県では、平成25（2013）年2月から嘉手納飛行場周辺にある北谷浄水場

水源（比謝川、長田川、天願川及び嘉手納井戸群）のPFOS及びPFOAをモニタリングしております。モニタリングの結果からは、同飛行場周辺にある比謝川及び嘉手納井戸群で高濃度のPFOS等が確認され、また、同飛行場内から比謝川に流入する大工廻川においてはさらに高濃度のPFOS等が確認されております。

嘉手納井戸群は飛行場の内外にある23の井戸からなっておりますが、現在PFOS等濃度の高い井戸の取水を停止し、濃度の低い井戸から施設の維持管理に必要な最低水量を取水しております。しかしながら、令和6（2024）年の渇水時には県内のダム貯水率が低下したため、一時的にPFOS等濃度の高い井戸からの取水再開を余儀なくされました。

これまでの調査において、嘉手納飛行場より上流側での地下水では、高濃度のPFOSは検出されませんでした。同飛行場内にある井戸群や、飛行場内を流れる大工廻川において高濃度のPFOSが検出されていること、さらに下流側の地下水においても高濃度のPFOSが検出されている状況であります。また、比謝川本流では大工廻川の流入後にPFOS濃度が上昇していることも踏まえ、汚染源は嘉手納飛行場内にある蓋然性が高いと考えております。

また、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるPFOS等については、同飛行場内に汚染源がある蓋然性が高いと考えておりましたが、科学的な裏付けを得るため、令和3（2021）年度から環境水利学や環境リスク評価等の有識者を委員とした専門家会議を設置し、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて同飛行場周辺の湧水等の調査等を行ってきました。

令和6（2024）年度の最終的な調査等の結果、普天間飛行場上流側の地下水では高濃度のPFOS等は検出されず、同飛行場の下流側からは高濃度のPFOS等が検出されている状況などから、汚染源が同飛行場内にあると推定される重要な根拠となると総括がされ、県としては、汚染源が同飛行場内である蓋然性は更に高まったと考えております。

さらに、令和2（2020）年6月に金武町が行った水質検査の結果、キャンプ・ハンセン周辺に位置する浄水場及び井戸から高濃度のPFOS等が検出

されたため、金武町は、令和2（2020）年7月から一部の水源の井戸からの取水を停止し、その後令和5（2023）年から金武浄水場及び並里浄水場からの給水を停止し、県企業局からの水道用水を各家庭等へ供給しております。

つきましては、基地内における全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表する必要があります。また、基地内におけるPFOS等の使用の禁止や発生源を特定するための日本政府による原因究明及び当該目標値、指針値に基づく浄化対策、県のPFOS等対策費用の負担、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理など、適切な対応策を講ずる必要があります。

特に、嘉手納飛行場内外の地下水、河川等を水道用水源として利用している県企業局では、浄水場でのPFOS等低減対策として高機能活性炭の定期的な取り替えや海水淡水化施設の稼働など今後、毎年10億円以上の費用を要する見込みとなっております。県企業局では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく補助事業により、令和元（2019）年度から5（2023）年度にかけPFOS等吸着能力の高い粒状活性炭を導入したところですが、その後経年劣化が進んだ粒状活性炭の取替費用については現行法による補助の適用が困難とされており、そのような費用についても施設提供者である日本政府が新たな制度の創設等により負担すべきであると考えます。

県はこれまでに、基地周辺の湧水等から高濃度のPFOS等が検出されていることから、汚染源を特定するため、嘉手納飛行場については、平成28（2016）年6月及び令和2（2020）年5月に、普天間飛行場については、平成31（2019）年2月に、キャンプ・ハンセンについては、令和3（2021）年12月に米軍基地内の立入申請をしておりますが、立入調査は実現していないことから、普天間飛行場が汚染源である蓋然性が更に高まったという令和6（2024）年度の最終調査結果も示しながら、県及び関係市町村が求めている米軍基地内への立入調査を認めるよう求めているものがあります。

PFOS等については、令和2（2020）年5月28日に、水質汚濁に係る環境基準の要監視項目として指針値（暫定）として、PFOS及びPFOAの合計値を50ng/Lと設定され、令和7（2025）年6月30日に、「指針値」とすることとされましたが、PFOS等に関する土壤環境基準及び基準超過土壤の浄化方法等についても早急に設定し、公表するとともに、緊急に地方公共団体が実施する土壤調査等に要する費用を日本政府が負担するなど、適切な対応策を講じる必要があります。

PFOS等の人への健康影響についても議論が進められていることは承知しておりますが、日本政府において住民を対象とした健康影響に係る調査を実施することと、すでに血中濃度調査において、PFASへのばく露が判明している方々がいることから、具体的な基準値やそれを超過した場合の対応方針について、海外の科学的知見も踏まえつつ、早急に行う必要があります。

11 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要 請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化すること。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、その結果について、迅速に県及び関係市町村に説明すること。
- エ 米軍が行う建築物解体工事等について、令和4（2022）年4月に施行された改正大気汚染防止法が適切に運用されるよう、建築物等のアスベスト建材の使用にかかる事前調査や、調査結果の県知事等への報告について、元請業者から求めがある場合は米軍に対し協力を求めること。また、解体等工事の際は飛散防止対策を十分に行うことができ、関係地方公共団体による関係帳簿類の検査及び立入調査ができる仕組みを確立すること。
- オ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても必要な調査を実施し、適切な措置を講ずること。
- カ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- キ 過去に本県の米軍施設及び区域内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、日本政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行うこと。
- ク 米軍施設及び区域内で発生する廃棄物については、その排出抑制、分別の徹底によるリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物焼却施設等の整備を含め、日米両政府の責任で適正に処理すること。
- ケ 米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、日米両政

府の責任で適正に保管・処理すること。

また、日本政府が保管しているPCB廃棄物の保管状況の確認のための立入調査を認めること。

コ 米軍施設及び区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として日本政府が実施していた基地内の排水等監視調査を再開すること。

サ 米軍施設及び区域外で環境に影響を与えるような事象が確認され、又は事故が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である日本政府において、現場で土壌汚染調査や汚染除去等を実施し、調査結果を日本政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずるとともに、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築すること。

また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

シ 駐留軍等労働者を含めた県民の不安を払拭する実効性のある感染防止対策及び確実な情報提供を推奨するとともに、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本政府の措置と整合的な水際対策及び感染症防止対策を講じること。

ス 米軍施設及び区域内の外来種の防除・侵入防止対策を徹底するとともに、外来種対策を関係自治体等と連携して実施し、本県の生活環境及び生態系の保全に努めること。

セ 牧港補給地区内に棲息する生物並びに底質及び土壌中のPCB、DDT類、鉛、ダイオキシン、PFOS等の調査を実施し、その結果を報告するとともに、関係自治体の実施する調査に協力すること。汚染源が基地内と特定された場合は、基地周辺においても環境調査等を行い、適切な措置を講ずること。

また、米軍が実施した2019年の牧港補給基地の土壌調査の事実確認を行い、その土壌調査結果を公表し、関係自治体へ説明を行うとともに、汚染が確認された場合は、米軍に対し国防省訓令 4715.08「米国外の環境汚染の改善」（2018年8月31日改正2反映）に基づき環境汚染の改善を行うよう求め、改善した結果を公表すること。また、跡地利用にも支障がないよう、徹底した支障除去および実効性のある対策を講ずること。

なお、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

ソ 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

タ 米軍、日米両政府及び関係自治体で構成する環境問題に関する協議の場を設置すること。

理 由

嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる負担を与えております。

また、キャンプ・シュワブ演習場など県内の米軍演習場の周辺地域については、米軍の射撃訓練や爆破訓練、廃弾処理（自衛隊の実施を含む）等から発生する爆発音や振動により、周辺住民の生活環境に多大な影響が生じております。

特に、これら昼夜を問わない訓練等による騒音、航空機騒音の発生、排気ガス等の発生は、県民の生活環境に深刻な影響を与えております。

加えて、令和2（2020）年6月に発生した嘉手納飛行場内の危険物取扱施設火災に際しては、速やかな通報がなかったことから基地周辺住民をはじめ県民に大きな不安を生じさせております。

また、沖縄本島北部の東海岸では、陸域面積に占める米軍基地の割合が高いことから、基地内の赤土等流出防止対策が重要です。宜野座南東海域への赤土等流出量は減少しているものの米軍基地からの流出量が多く、また、久志～辺野古地先海域は米軍基地内からの赤土等流出量が増加していると考えられます。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境及び基地内からの赤土等流出など自然被害への防止対策を強化する必要があります。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立入りを認める必要があります。

世界的に環境保護の重要性が叫ばれ、さらに沖縄本島北部が我が国最後と言われる世界自然遺産に登録されたなか、自然環境の保全には特に力を

注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

つきましては、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設する必要があります。

日米地位協定の見直し等が行われるまでの間、全ての環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に関係自治体等に説明を行う必要があります。

アスベスト除去作業については、令和4（2022）年4月の改正大気汚染防止法の施行により元請業者が事前調査結果を都道府県知事等に報告することが義務付けられ、また、法に基づく立入調査の申請も可能となりましたが、米軍直轄工事において当該報告が滞ることで米軍基地内の建築物解体工事等におけるアスベスト飛散の実態が把握できない懸念があることから、当該報告が確実に行われるよう、米軍に対して法の適切な運用について協力を求める必要があります。また、解体等工事の際は、工事作業員はもとより軍人や軍属、基地周辺住民の健康を保護する観点から、飛散防止対策を十分に行うとともに、大気汚染防止法に基づく元請業者に対する関係自治体による関係帳簿類の検査や立入調査ができる仕組みを確立していただく必要があります。

米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても実施し、影響が認められた場合は、共用の施設工事費のみならず工事後の施設の維持管理費を含め、必要な措置を講ずる必要があります。

普天間飛行場は、F/A-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する令和6（2024）年度航空機騒音測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講ずる必要があります。

本県の米軍施設及び区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、関係市町村では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、日本政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行う必要があります。

米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者等によって収集運搬から処理・処分まで、行われていますが、分別が徹底されておらず、リサイクルや処理が困難となる場合があります。

また、県内には在沖米軍から排出される廃棄物の処理を請け負うことができる処理業者は限られており、当該処理業者の処理施設の不調等により、その処理が滞る事態が度々発生しています。

つきましては、米軍施設及びその区域内で発生する廃棄物の排出抑制、分別の徹底によるリサイクルの推進を図るとともに、米軍基地内への廃棄物焼却施設の設置や県内における廃棄物処理が困難となった場合の県外搬出ルートの確保等、処理体制の構築も含め、米軍施設及びその区域内で発生する廃棄物の適正処理を行う必要があります。

供用中の米軍施設及び区域の場合、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が処理を行いますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物を日本政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。また、日本政府が行う再編工事等に伴って確認されたPCB廃棄物も日本政府が処理しています。

一方、PCB特措法によりPCB廃棄物の処分には期限が定められており、沖縄を含む西日本地区の処分期間が既に終了した高濃度PCB廃棄物については、長期の保管となる状況が懸念されることから、日本政府の責任で処理方法を検討し、長期保管とならないよう速やかに処理する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期間が令和9（2027）年3月末までとなっており、今後、県内の米軍施設及び区域において返還された際に確認されるPCB廃棄物の処分期間が過ぎていた場合、処分することができず、日本政府（沖縄防衛局）が保管し続ける状況になることが懸念されます。

このため、処分期間を周知した上、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、返還前に米軍が適切かつ計画的に処分するよう日本政府から求める必要があります。

さらに、日本政府が米軍基地内で保管しているPCB廃棄物については、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県が飛散・流出防止措置の状況等を確認する必要があることから、日本政府は立入調査を認めるよう米側に求める必要があります。

油類及び汚水等の流出事故については、令和元（2019）年12月及び令和2（2020）年4月の普天間飛行場における泡消火剤漏出事故、令和3（2021）年6月のうるま市の陸軍貯油施設におけるPFOS等を含む水の漏出事故をはじめ、汚水やジェット燃料等が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生するなど、復帰後、令和7（2025）年6月末現在までに184件が確認されております。

これらの河川や米軍基地内に点在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への悪影響も懸念されます。

それにもかかわらず、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55（1980）年度から日本政府の委託事業で実施してきた米軍基地内の排水等監視調査は、平成26（2014）年度以降、米軍施設及び

区域内で実施できておりません。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

平成29（2017）年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍が土壤汚染調査を実施せずに土壤を搬出したことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を与える恐れがあります。

また、令和2（2020）年4月の普天間飛行場からPFOS等を含む泡消火剤が同飛行場の外へ漏出した事故において、当事者である米軍や日本政府による除去作業は行われず、関係市町村や消防が対応することとなりました。

つきましては、今後航空機の不時着、炎上等の事故に際しては、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を日本政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずる必要があります。また、提供施設外へ環境汚染物質等が漏出した際、又はその可能性がある場合の調査やその除去に当たっては、当事者である米軍や日本政府の責任で対応すべきと考えておりますが、効果的に連携を図り、汚染の拡散を最小限のものにすることが重要であるため、米軍、日本政府及び地元の関係機関との連携体制を構築する必要があります。

なお、県及び関係市町村が米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のあるPFOS等の環境汚染物質等の漏出を懸念して環境調査を実施しており、原因者でない県及び関係市町村が環境調査等の費用を負担していることから、その経費については、日本政府の責任で財政措置する必要があります。

令和2（2020）年度からの新型コロナウイルスの感染症の拡大の際には、ワクチン接種完了済みであることを前提に、出国時、日本到着直後ともにPCR検査をしていなかったなど、米軍における日本への入国時検査について、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになっております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、基地内医療機関で基地外に居住する米国人等の感染を把握した場合に、地元地方公共団体に詳細な情報提供が行われなかった事例があります。

今後の新興感染症等について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある感染拡大防止対策を講じるためには米軍との連携が不可欠であり、国内における感染拡大に繋がることのないよう、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本の措置と整合的な水際対策を徹底すると共に、全ての米国人等の感染状況について確実に情報提供（感染症法に基づく発生届）を行う体制、及び米軍基地内でもゲノム解析等による病原体の検査体制を構築する必要があります。

貨物等に紛れて外来種の生物等が沖縄に侵入・定着するリスクについて、適切に対策を講じる必要があります。また、外来種対策による生活環境及び生態系の保全は重要な課題であることから、米軍に対して対策の徹底及び関係自治体・関係機関との迅速な情報共有を図る必要があります。

牧港補給地区周辺において、地方公共団体が行った独自の環境調査で、捕獲されたハブからPCBやDDT類、鉛が検出され、同地区周辺の底質からも同様の物質が検出されています。

2019年10月に米海軍海兵隊公衆衛生センターがまとめた報告書によれば、同地区内の土壌から米国環境保護庁の定める基準を超過したダイオキシン類が検出されたとの報道があり、基地周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与えております。土壌中のダイオキシン類は溶出等により汚染を拡大させるおそれがあるため、基地返還時ではなく速やかに適切な措置を講ずる必要があることから、日本政府は米国による土壌調査について事実確認を行い、汚染の事実が確認された場合には、その土壌調査結果を公表し、関係自治体へ説明を行うとともに、国防省訓令4715.08「米国外の環境汚染の改善」（2018年8月31日改正2反映）の「5. 手順」の規定に基づき、環境汚染の改善に対処するための措置を講ずるよう米国に求め、加えて改善措置の結果を公表する必要があります。また、将来の跡地利用にも支障がないよう、徹底した支障除去および実効性のある対策を講ずる必要

があります。

加えて、日本政府は汚染源が基地内と特定された場合は、市民の安心・安全のためにも、同地区周辺においても環境調査等を行い、適切な措置を行う必要があります。

なお、地方公共団体が環境調査等の費用を負担した際には、日本政府の責任で十分な財政措置を講ずる必要があります。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、日本環境管理基準（JEGS）に従って行われることとされており、JEGSでは、国防省の各構成機関は、日本国内の全ての主要施設に関し、少なくとも3年に1回は、JEGSを遵守しているか確実に評価するため、環境監査計画を確立し、実施しなければならないと定められております。しかし、米軍提供施設・区域内での土壌汚染等への懸念に対し、米軍の環境監査計画の実施結果やJEGSの遵守状況の評価が公表されておらずその運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を日本政府から求める必要があります。

米軍の運用は、情報開示が十分になされていないことから、米軍による環境保護のための取組をはじめ、汚染実態の把握等が困難な状況にあります。

このような状況の中、環境事故の発生は県民に大きな不安を与えるとともに、環境事故発生時における関係機関の効果的な連携に影響を及ぼすと考えております。

つきましては、在沖米軍、日米両政府及び関係自治体で構成する協議の場を設置し、環境問題に関する対策の強化を図る必要があると考えております。

12 訓練水域・空域の削減等について

要 請

- ア 沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。
- イ 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- ウ ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域及び漁業種類を拡大すること。
- エ 安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、水道用水源である福地ダム、新川ダム及び漢那ダムについて米軍による共同使用を解除すること。

理 由

沖縄本島の周辺では、27か所の訓練水域と20か所の訓練空域が米軍に提供されており、訓練水域の面積は5万5千平方キロメートルで日本全体の訓練水域の実に約71パーセントが沖縄本島周辺に存在しています。また、訓練空域は約9万5千平方キロメートルに及び北海道の面積の約1.1倍に相当する広大なものであり、伊江島においては、空港の運航再開に大きな影響を与えております。さらに、訓練空域に加え、近年、「アルトラブ」と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されています。

例えば、普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたKC-130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っていると言われてるように、外来機の多くは沖縄近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練が目的であると考えられます。

これらのことから、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにする必要があります。

加えて、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、「アライバル・セクター」と言われる米軍優先空域が設定されており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が1,200フィート（約360メートル）以下の低高度に制限される管制業務上の措置が執られているとのこ

とであります。

今後、増大する航空需要への対応や航空交通の安全性や安定性を確保するため、沖縄周辺空域の航空管制の見直しや航空ルートの拡大、伊江島空港における定期便の運航等に向けた弾力的な運用を検討する必要があると考えております。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、浮魚礁漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

平成20（2008）年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事故が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

平成26（2014）年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となる水域範囲が狭いことや、浮魚礁漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象区域及び漁業種類の拡大を求めます。

日米地位協定第2条第4項（b）の規定により米軍の使用が可能となっている北部訓練場内の福地ダム、新川ダムやキャンプ・ハンセンに所在す

る漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことができない重要な水源です。

これらのダムでは昭和63（1988）年以降、訓練は行われていませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に不安を与えます。

安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、これらダムについて米軍による共同使用の解除を求めます。

Ⅱ 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報含む。）などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を与えることがないよう配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (3) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (4) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査する旨を明

記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を行うことや、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事、燃料流出等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を与える可能性がある事件・事故については、速やかに関連する情報を関係地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行うことや、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (4) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (5) 下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

ア 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、PFOS等やPCBを含む廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

イ 合衆国軍隊は、施設及び区域における全ての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

ウ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆

国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

- (6) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性あるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。

ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、令和元（2019）年度から本格的に再開したが、引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

- (1) 施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。
- (3) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。(再掲)
 - ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。
 - イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会または日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、令和元（2019）年度から本格的に再開したが、引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）

(1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止すること。また、合衆国軍隊が空港及び港湾を使用する場合は、国内法を適用する旨を明記すること。

(2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（課税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（歳出外資金諸機関）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（刑事裁判権）

(1) 合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

(2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。

(3) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

10 第18条関係（民事請求権）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

- (1) 日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。
- (2) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を与える事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

理 由

本県には戦後80年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、県民は過重な基地負担を強いられ続けております。

また、米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの基地から派生する事件・事故や環境問題、米軍人・軍属等による犯罪や、地域住民との生活トラブル等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、重要な課題となっております。

本協議会は、これまで、米軍人・軍属等による事件・事故が発生する度に、綱紀粛正、再発防止及び教育の徹底等を日米両政府等に何度も繰り返し強く申し入れております。また、再発防止について万全を期すことに加え、米軍人・軍属等による事件・事故の被害者への謝罪及び適切な補償を

速やかに行う必要があります。

このような中、平成28年（2016）4月に発生した米軍属による悲惨な殺人事件やオスプレイの墜落事故等により、県民の怒りは限界を超えつつあります。沖縄の現状を日米両政府は十分に認識し、日米地位協定を見直すとともに、基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に早急に取り組むことが、基地問題の抜本的な解決に繋がるものであります。

日米地位協定については、昭和35（1960）年に締結されて以来、65年もの間、一度も改定されておられません。日米両政府は「環境補足協定」や、「軍属に関する補足協定」を締結しておりますが、その実効性も十分とは言いがたい状況であり、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応されてきております。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、真摯に取り組む必要があります。

Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要 請

ア 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。

イ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用推進法」という。）に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。

また、返還予定区域に存在する可能性のある跡地利用推進法に定めのない化学物質等について、環境調査及び支障除去の対象物質とするよう同法の改正を行うこと。

理 由

駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の振興のための貴重な空間として、有効かつ適切な利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成27（2015）年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携し、高度医療・研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流・医療人材育成の3つの施策を柱とした「国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な財政支援等が必要です。

また、西普天間住宅地区跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27（2015）年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されておりますが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側

部分の早期返還が併せて必要です。

令和7（2025）年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いわゆる「骨太の方針」）においては、基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けた取組等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進するとされております。

以上のことを踏まえ、跡地利用推進法の基本理念に則り、今後とも、国、県、関係市町村の密接な連携により、駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進することが必要不可欠であります。

同法に基づき、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることとされていますが、平成29（2017）年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施するとともに、必要に応じて、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を実施する必要があります。

さらに、平成25（2013）年6月には米軍基地跡地に所在する沖縄市サッカー場の工事現場から、同年12月には読谷補助飛行場跡地の県営畑地帯総合整備事業施行区域内からダイオキシン類等が検出されたことから、事業進捗に多大な支障をきたしました。

つきましては、既に所有者等に引き渡された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずる必要があります。

なお、米軍基地内では、跡地利用推進法の調査項目となっていない化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に規定する第一種特定化学物質等や基地特有の化学物質が使われている可能性があり、国内の一般地域では想定されない土壌汚染が生ずることが懸念されるため、これらの化学物質等についても跡地利用推進法の調査項目とし、国による徹底した支障除去措置を講ずる必要があります。

支障除去措置を講ずるに当たり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保

全措置が必要であります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要 請

ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査又は工事実施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。

イ 米軍発注工事における分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理 由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにもかかわらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な米軍施設・区域の一部返還を迅速かつ着実に進展させる必要があります。

なお、返還に至るまでの間、現地調査又は工事実施が可能な個所・区域については、県民生活の利便性向上等を早急に図る観点から、早期の現地調査と工事着手について協力する必要があります。

沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、大型案件の発注も行われています。

米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%のパフォーマンスボンドを提出する必要がありますが、このことは県内建設業者にとっては非常に負担が大きく、大型工事になる程、県内

建設業者ではボンドの確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況になっております。

このようなことから、県内の基地で実施される米軍発注工事については、建設工事の発注規模を可能な限り分離・分割することにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくする必要があります。

Ⅳ 安保関連３文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について

要 請

ア 安保関連３文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用について

- (ア) 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保関連３文書」という。）策定の経緯、安保関連３文書の内容について本県に関連する可能性がある事項、本県における今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと。
- (イ) 地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。
- (ウ) 相手の領域等に対して、我が国が有効な反撃を加えることを可能とするミサイル等の本県への配備は行わないこと。
- (エ) 今後、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること。

イ 重要土地等調査法の運用について

- (ア) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）に基づき指定された本県の注視区域等においては、社会経済活動への支障や県民の基本的人権の侵害が生じることは決してあってはならないことから、地元住民に対して十分な情報提供及び丁寧な説明を行うこと。
- (イ) 重要土地等調査法に基づき指定された本県の注視区域等においては、今後、返還が予定されている米軍基地の周辺も含まれているため、米軍基地が返還された場合には、注視区域等の範囲を速やかに変更すること。

理 由

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って様々な意見があるものと承知しております。

こうした中、令和4（2022）年12月16日に閣議決定された、安保関連3文書においては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られます。

沖縄県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると認識しております。しかしながら、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながることから、負担軽減は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。また、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張や反撃能力を有する装備の配備による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

また、重要土地等調査法を巡っては、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、また、宮古島や石垣島等の離島地域においても自衛隊施設の建設が進められ、住民の基地負担軽減が進まない中、注視区域または特別注視区域が指定されたことについて、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買といった県民の経済活動を含め、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見があります。ついては、自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について、住民に対する丁寧な説明及び特段の配慮が必要であると考えます。

沖 縄 県 軍 用 地 転 用 促 進 ・ 基 地 問 題 協 議 会

会 長	沖 縄 県 知 事	玉 城 デニ一
副会長	浦 添 市 長	松 本 哲 治
副会長	東 村 長	當 山 全 伸
会 員	那 覇 市 長	知 念 覚
〃	宜 野 湾 市 長	佐 喜 眞 淳
〃	石 垣 市 長	中 山 義 隆
〃	名 護 市 長	渡 具 知 武 豊
〃	糸 満 市 長	當 銘 真 栄
〃	沖 縄 市 長	花 城 大 輔
〃	うるま市 長	中 村 正 人
〃	宮 古 島 市 長	嘉 数 登
〃	南 城 市 長	古 謝 景 春
〃	国 頭 村 長	知 花 靖
〃	本 部 町 長	平 良 武 康
〃	恩 納 村 長	長 浜 善 巳
〃	宜 野 座 村 長	當 眞 淳
〃	金 武 町 長	仲 間 一
〃	伊 江 村 長	名 城 政 英
〃	読 谷 村 長	石 嶺 傳 實
〃	嘉 手 納 町 長	當 山 宏
〃	北 谷 町 長	渡 久 地 政 志
〃	北 中 城 村 長	比 嘉 孝 則
〃	中 城 村 長	比 嘉 麻 乃
〃	渡 名 喜 村 長	比 嘉 朗
〃	北 大 東 村 長	鬼 塚 三 典
〃	久 米 島 町 長	桃 原 秀 雄
〃	八 重 瀬 町 長	新 垣 安 弘
〃	与 那 国 町 長	糸 数 健 一